一三　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の補完的指標として定めるレバレッジに係る健全性を判断するための基準第二条ただし書（同告示第五条第一項において準用する場合を含む。）に規定する農林水産大臣及び金融庁長官が別に定める比率の一部を改正する件　二七　18　三三

一四　農林中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準の一部を改正する件　二七　18　三三

○消費者庁

一　健康増進法の規定に基づく登録試験機関の登録事項変更の件　三〇　二

○デジタル庁

一　公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第十条の内閣総理大臣が指定する公的給付を定める告示　二〇　13　一二

○デジタル庁、総務省

一　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示　二〇　13　一二

二　行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第五十九条の四の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務及び情報を定める告示　二〇　13　一三

○デジタル庁、法務省

一　電子署名及び認証業務に関する法律第九条第一項に規定する特定認証業務の変更の認定に関する件　五　四

○総務省

一　特定国外派遣組織を指定する件　一三　四

二　国会議事堂等周辺地域及び外国公館等周辺地域の静穏の保持に関する法律の規定により、政党事務所周辺地域を指定する件　一三　五

三　電気通信事業法第三十三条第一項及び電気通信事業法施行規則第二十三条の二第一項の規定に基づき電気通信設備を指定する件の一部を改正する件　一六　8　四二

四　電気通信事業法施行規則第五十九条の三第一項第一号イの規定に基づきドメイン名の一部を定める件の一部を改正する件　一六　8　四三

五　電気通信事業法施行規則第二十三条の二第二項の規定に基づく指定に関する件を廃止する件　一六　8　四三

六　政治資金規正法の規定による政治団体の届出があったので公表する件　一七　9　四

七　政治資金規正法の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一七　9　四

八　政治資金規正法の規定による政治団体の解散の届出があったので公表する件　一七　9　七

九　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出があったので公表する件　一七　9　八

一〇　政治資金規正法の規定による資金管理団体の届出事項の異動の届出があったので公表する件　一七　9　八

一一　政治資金規正法の規定による資金管理団体の指定の取消しの届出があったので公表する件　一七　9　八

一二　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶以外を指定する等の件の一部を改正する件　一七　9　八

一三　地方税法第三百八十九条第一項第一号の償却資産のうち船舶を指定する等の件の一部を改正する件　一七　9　一〇

一四　地方税法第三百八十九条第一項第二号の償却資産を指定する等の件の一部を改正する件　一七　9　一七

一五　昭和四十二年自治省告示第百五十号（地方公務員災害補償法における常勤職員に準ずる非常勤職員の範囲等について）の一部を改正する件　一八　10　四〇

一六　特定国外派遣組織を指定する件　二三　三

一七　政治資金規正法の規定による政治団体の解散に係る収支に関する報告書の提出があったので要旨（令和四年分）を公表する件　二五　一

一八　登録証明機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件　三〇　三

一九　登録認定機関の住所及び事務所の所在地の変更に関する件　三〇　三

○中央選挙管理会

一　令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件　一七　三

二　令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件　一七　三

三　令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における欠員による繰上補充の選挙会の場所及び日時に関する件　一七　三

四　令和三年十月三十一日執行の衆議院比例代表選出議員選挙四国選挙区における衆議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件　一七　特2　一

五　令和元年七月二十一日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件　一八　二

六　令和四年七月十日執行の参議院比例代表選出議員の選挙における参議院名簿届出政党等に係る欠員による繰上補充による当選人の住所及び氏名に関する件　一八　二

○政治資金適正化委員会

一　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一八　特4　一

二　政治資金規正法の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を公告する件　一九　二